

**無料**  
**要予約**

# 人権啓発資材 貸し出します！



滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

**「人権」をテーマにした各種研修やイベントを予定されている皆さま必見！！**

県では、人権啓発を実施するため、様々な啓発資材を制作しています。これらの啓発資材は、**無料**で貸し出していますので、「人権」をテーマにした研修会やイベントなど、様々な機会では是非ご活用ください。  
貸出し期間は、原則7日以内ですが、貸出し状況によってご相談に応じます。  
また、貸出資材以外にも啓発教材（パンフレット等）も多数用意しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

## 活用いただいた方の感想

※使用報告書より一部を抜粋しています。

着ぐるみ  
&  
パペット



子どもをはじめ多数の人に、親しみと興味関心を持って接してもらい、効果的に啓発をすることができました。

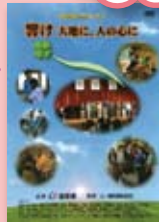
紙芝居

園児たちに、なかま・ともだちの大切さについて理解を深めてもらうことができました。



DVD

人権問題を身近な問題として考えるきっかけになりました。



## 貸出資材の一覧

|         |  |  |
|---------|--|--|
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>ジンケンダー着ぐるみ</li> <li>ジンケンダーおよびモラルン パペット人形</li> <li>ジンケンダーボード</li> <li>「人権に関する県民意識調査」啓発パネル〔B2サイズ 11枚〕</li> <li>人権メッセージ（著名人サイン）パネル</li> </ul>        |  |
| ジンケンダー等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権クイズ問題A〔3問〕</li> <li>人権クイズ問題B〔5問〕</li> <li>人権クイズラリー〔5問〕</li> <li>ジンケンダーの間違ひさがし〔5種類〕</li> <li>ジンケンダーパズル〔1種類〕</li> </ul>                           |  |
| 紙芝居     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ジンケンダーとくだもの村</li> <li>ジンケンダーと にこにこ ともちゃん</li> <li>みんなともだち</li> <li>あらたいへん！きみはどうするかな？</li> <li>ジンケンダーのおんがくで へーんしん</li> <li>ペットは家族 命を大切に</li> </ul> |  |
| DVD等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>響け大地に、人の心に</li> <li>湖国ふれあい紀行 ～滋賀じんけんゆかりの地を訪ねて～</li> <li>教えて！！ジンケンダー</li> <li>テレビスポット広告</li> <li>ジンケンダーの絵描き歌</li> <li>ジンケンダー体操</li> </ul>          |  |

詳しくは県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/jinken/shizai/shizai.html>



滋賀 人権啓発資材

検索

検索してみるのダー



一人ひとりの人権を大切にすることについて、みんなと一緒に考えるのダー

〔お問い合わせ先〕

滋賀県 総合政策部 人権施策推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3533 / FAX 077-528-4852

MAIL cf00@pref.shiga.lg.jp

▶ **【送付先】 滋賀県庁 人権施策推進課 あて**

FAX 077-528-4852 / MAIL cf00@pref.shiga.lg.jp

(郵送も受け付けています。)

様式第1号

人権啓発資材貸出申請書

年 月 日

滋賀県人権施策推進課長

(申請者)

住 所 〒

\_\_\_\_\_

団 体 名

\_\_\_\_\_

代 表 者 名

\_\_\_\_\_

担 当 者 名

\_\_\_\_\_

電 話 番 号

下記のとおり人権啓発資材の貸出しを申込みます。人権啓発資材の借受け、使用にあたっては、県が定める貸出要領を遵守します。

記

|                     |  |
|---------------------|--|
| 使 用 資 材 名           |  |
| 貸 出 希 望 期 間         | 平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )<br>(返却予定日) |
| 使 用 目 的<br>および使用予定日 |  |
| 貸 出 方 法             | ・ 持ち帰り                      ・ 郵送 (着払)  |
| 返 却 方 法             | ・ 来庁                              ・ 郵送 |
| 備 考                 |  |

※ 資材の貸出期間は原則として7日以内です。  
郵送による貸出・返却は、一部資材のみとします。